

Y2-12

東日本大震災救護活動～被災者ニーズへの対応～

盛岡赤十字病院 医療社会事業部

佐々木宏文、久保 直彦、杉村 好彦、

藤原 隆雄、蒲澤 一行

【はじめに】平成23年3月11日に発生した東日本大震災。翌日から医療救護班を沿岸に派遣すると外傷は殆ど無く、常用していた薬剤希望と震災ストレスによる不眠・頭痛、避難生活による便秘等の症状が多かった。

【実践内容】震災当初駆けつけた医療救護班は外傷に対する装備が主であり、沿岸部で活動を始めた救護班からの情報により慢性疾患に対する薬品をセット化し、14日から出動する救護班に提供した。

被災された方々の服薬情報を得るため、支払基金・国保連合会に依頼し、服薬情報を提供していただいた。しかし、電子請求が条件であり、紙請求の機関については情報を得られなかった。

岩手県の沿岸部は震災前から医療過疎地域で被災された医療機関も多く、地元医療機関や薬剤師会の協力が得られた地域においては救護班も処方箋を発行した。

なお、救護班が発行した処方箋については、平成23年4月1日付厚生労働省事務連絡により災害救助法の適用となり調剤薬局から県市町村へ請求とされた。被災地内では薬品の調達が困難であったことから陸前高田市については岩手県災害対策本部により運行された受診バスで処方箋を当院に運び、盛岡市内の調剤薬局で処方し被災者に届けた。

【考察】岩手県内では、東日本大震災により死者・行方不明者合わせて7,388人、家屋倒壊19,639件と甚大な被害が発生した（5月29日時点）。しかし、負傷者は陸前高田市、大船渡市など不明の5市町を除き166人と災害の規模に比して少なく、内陸部に設置された災害時広域搬送拠点（SCU）に搬送された被災者は191人に留まった。今回の震災による避難者は、震災時津波到達地域外に居たか、津波到達地域から自力で逃れた方々で外傷が少なかった。このため震災直後から常用薬剤の希望が多かったものと考えられる。

Y2-13

東日本大震災における災害対策本部活動

前橋赤十字病院 社会課¹⁾

高度救命救急センター²⁾

奈良 優子¹⁾、鈴木 典浩¹⁾、板倉 孝之¹⁾、

中野 実²⁾

【はじめに】当院は高度救命救急センターと基幹災害医療センターの指定を受け、平成21年2月より群馬県ドクターヘリを配備、災害時には積極的に救護班派遣を行っている。今回3月11日に発生した「東日本大震災」における災害対策本部活動について報告する。

【災害対策本部立上げ】東日本を襲った大規模地震により幹部や初動救護班、事務課長等は災害対策室へ直ちに集合した。高度救命救急センター長を中心に災害対策本部立上げを行い、院内の被災状況確認と入院・外来患者の安否確認、受入可能なベッド確保、周辺の被災状況確認を行なった。

【救護班派遣】災害発生から約3時間半後の17時42分、前橋初動救護班第1班8名が福島県立医大を目指し車両3台で出動、翌12日早朝5時、初動救護班第2班3名、花巻空港を目指し群馬県ドクターヘリで出動した。翌13日14時10分、初動救護班第3班6名も福島県立医大の目指し出動。以降5月末までに前橋救護班として18班約100名の救護班員を被災地に派遣した。

【傷病者受入】3月19日、群馬県医務課から原発避難地域の病院入院患者受け入れ要請があり、職員103名による協力体制を整え、第1陣62名を受け入れた。収容に際しトリアージを行い、順次転送先病院へ送り出した。3月21日、第2陣62名の受け入れは、群馬DMAT本部活動を行ない、病院支援員を含め18名が活動した。

【まとめ】未曾有の災害に各諸団体や連携機関との連絡調整に翻弄しながらも災害対策本部として出動班員の確保や支援体制を取ることができた。これは、常日頃からDMAT隊員養成、救護班員養成、積極的な訓練参加は行っていた成果であり、赤十字で働く職員としての任務と使命感が何よりも強く人を動かす原動力となったものと考えられる。